

## ○手続きの流れ

### 1 事前準備

- (1) 手続きの流れ、必要書類の作成などを地域経営課と相談する。
- (2) 申請不動産の所有者を把握する。
- (3) 所在が判明している登記関係者（※1）から、特例制度を適用することについて同意を得る。  
（※1）申請不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人又はこれらの相続人

### 2 総会の開催

- (1) 総会を開催し、次の事項について議決し、議事録を作成する。
  - ア 特例適用を申請する議決
  - イ 申請不動産の所有に至った経緯等についての議決（保有資産目録又は保有予定資産目録に、申請不動産の記載がない場合に限る）

### 3 申請

- (1) 提出書類
  - ア 公告申請書
  - イ 申請不動産の登記事項証明書
  - ウ 認可申請時に提出した保有資産目録又は保有予定資産目録（ただし、当該書類に申請不動産の記載がないときは、申請不動産の所有に至った経緯等について総会で議決されたことを証する書類）
  - エ 申請者が代表者であることを証する書類（次に掲げる書類のうち、いずれか1枚を提出ください。）
    - (ア) 代表者変更の告示事項変更届出書に添付した議事録又は承諾書（写し）
    - (イ) 辞令書（写し）
    - (ウ) 身分証明書（写し）
  - オ 特例制度の申請を行うことについて総会で議決された旨を証する書類
  - カ 地方自治法第260条の46第1項各号に掲げる事項を疎明するに足りる書類  
※詳細については3ページへ

### 4 審査

申請要件を満たしているか、提出書類により市が審査する。

## 5 公告手続き

申請要件を満たしている場合、市は次の事項に対して3か月以上の公告を行う。

- ・申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所
- ・申請書様式に記載された申請不動産に関する事項
- ・申請不動産の所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議を述べることができる者の範囲は、登記関係者等までであること
- ・異議を述べることができる期間及び方法に関する事項

## 6 情報提供

公告期間中に異議申出がなかった場合、登記関係者の同意があったとみなし、市は認可地縁団体に対して書面により公告結果の情報を提供する。

※なお、公告期間中に登記関係者等から異議申出があった場合は、その旨を認可地縁団体に通知を出して、本申請の手続きはその時点で終了となる。

## 7 登記

認可地縁団体は情報提供の書面を含む必要書類を持参し、法務局で登記を行う。

※地方自治法第 260 条の 46 第 1 項各号に掲げる事項を疎明するに足りる書類

- 1 当該認可地縁団体が当該不動産を所有していること
- 2 地方自治法第 260 条の 46 第 1 項各号に掲げる事項を疎明するに足りる書類
  - (1) 申請不動産の所有又は占有に係る事実が記載された認可地縁団体の事業報告書等（申請時点及びその 10 年以上前の時点のもの）
  - (2) (1)のほか、
    - ア 公共料金の支払領収証
    - イ 閉鎖登記簿の登記事項証明書又は謄本
    - ウ 旧土地台帳の写し
    - エ 固定資産税の納税証明書
    - オ 固定資産課税台帳の記載事項証明書 等
- 3 当該不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の全てが当該認可地縁団体の構成員又はかつて当該認可地縁団体の構成員であった者であること
  - (1) 認可地縁団体の構成員名簿
  - (2) 市区町村が保有する地縁団体台帳
  - (3) 墓地の使用者名簿（申請不動産が墓地である場合） 等
- 4 当該不動産の登記関係者の全部又は一部の所在が知れないこと
  - (1) 登記記録上の住所の属する市区町村の長が、当該市区町村に登記関係者の「住民票」及び「住民票の除票」が存在しないことを証した書面（不在住証明書）
  - (2) 登記記録上の住所に宛てた登記関係者宛ての配達証明付き郵便が不到達であった旨を証する書面
  - (3) 申請不動産の所在地に係る精通者等が登記関係者の現在の所在を知らない旨の証言を記載した書面

登記関係者のうち、少なくとも一人について所在が知れないことを疎明するに足りる資料を添付すれば要件は満たしますが、所在が判明している登記関係者から、特例制度の申請を行うことについて同意を得ておくことが望ましいとされます。